

『本朝麗藻』全注釈(九)

今 浜 通 隆

〈承前〉

第五回目として、大江通直の作文会への出席が資料的に確認できるのは、長和四年(一〇一五)十月十七日の皇太后宮(彰子)におけるそれであるが、その時に彼は序者をつとめている。当時、彼の年齢は六十三歳前後であったと想定され、官職は文章博士であり、位階は従四位下に至っていたようである。その年齢といい、その官位といい、通直は、儒者としても文人としても、すでに「長老」の立場を確保していたらしい。

ところで、その同じ長和四年のことであるが、第五回目のその二ヶ月ほど後の十二月四日に、同じ皇太后宮の上東門第において、一条天皇第三皇子・敦良親王(のちの後朱雀天皇)の読書始めの儀式がとり行なわれ、その後で作文会が開催されている。『日本紀略』『御堂関白記』『小右記』。勿論、「長老」の儒者として、また文人として、通直はそれに参加して、今度は題者をつとめているのであるが、これが、通直の作文会への出席が資料的に確認できる第六回目のそれとなる。

当日の読書始めには、その博士として式部大輔・藤原広業が任命されて、「御注孝経」が講じられた。そして、その後には作文会が開催され、まず、文章博士の通直が左大臣の道長に召し出されて詩題を献することになったという。『小右記』〈同日条〉によると、当日の「上達部」の参加は左大臣・道長(五十歳)以下の十八名であったというが、それらを、「公卿補任」(長和四年条)に列挙する二十七名(ただし、このうち、中納言の藤原隆家は大宰権師として赴任中)と照らし合わせてみると、そのほとんどが当日には出席していたことがわかる。左大臣の道長のほかには、大納言の道綱・実資、権大納言の齊信・頼通・公任、権中納言の俊賢・行成・懷平・教通・頼宗・経房・実成、参議の道方・通任・頼定、非参議の憲定・能信がその場に顔をそろえていたという。その点からしても、当日の作文会が、まことに盛大な催し物であったということがわかる。同じく『小右記』によると、当日に、「文人」として招かれたのは、計十名であったという。四位の善滋為政・大江通直・文室如正、五位の藤原輔尹・同教信・大江孝周・藤原章信・同義忠、それに、文章得業生の藤原国成と文章生の平定親であったという。この

うち、藤原氏が半分の五名を占めていることがとくに注目されるが（当日の読書始めの博士に任じられ、また、その後の作文会に講師役をつとめている広業も藤原氏である）、大江氏も、通直と挙周（匡衡の男）の二名が選ばれている。ほかは善滋氏と平氏とが一名ずつである（なかに菅原氏が一名も選ばれていないことも注目される）。

この「文人」十名の選定は、『御堂関白記』に、「皇太后宮三参ジテ、三宮ノ御書始メノ博士・文人等ヲ相定ム。」（長和四年十一月二十八日条）とか、「御文初メノ文人等ヲ定メテ、庶政（皇太后宮大進）ニ給ス。」（同年十二月二日条）とかとあるように、道長自身によつてもつばらなされたらしい。そうだとすると、道長によつて選ばれたこの「文人」十人は、当時の漢文学壇を代表する人物たちであつたというばかりではなく、比較的、道長との距離が近かつた人物たちであつたということも指摘できそうである。

そのような当日の「文人」十人のなかに、まさしく通直は選ばれているのである。しかも、四位の「文人」三名のうちの一人として選ばれ、あまつさえ、その作文会のための詩題を献じることが命ぜられていたのである。さきに、その年齢（六十三歳前後）といい、その官位（文章博士で従四位下）といい、当時の通直は、儒者としても文人としても、すでに「長老」の立場を確保していたらしい、と述べたが、このように、彼が当日の「文人」の代表に選ばれているという事実は、その推測の可能性を客観的な側面から補強してくるに違いないと思う。

当日の通直は、道長から献題の命をうけると、しばらくして、「先朝ノ第三皇子ノ初メテ御注孝経ヲ読ムニ侍ス」（侍先朝第三皇

子初読御注孝経）」（『御堂関白記』同日条）という詩題を献じたという（なお、『小右記』〈同日条〉には、その詩題を、「聴先朝第三皇子読御注孝経」に作る。）。言うまでもなく、「先朝」とは、一条天皇を指示する言葉である。その詩題が通直によつて献じられたあと、道長はそれを、「上達部」に改めて「下見」させたという（『小右記』）。

序者には、内蔵権頭の善滋為政（彼もまた、通直とともに当日に招かれた「四位」の文人の一人であることに注意。）が、同じく道長の命によつて選ばれて、その任を果たすことになつたといひ、また、「属文ノ上達部・殿上人・文人等」へ『小右記』がそれぞれ作文を献じたという。講師には、式部大輔の広業（当日の読書始めの博士）が兼ねて任せられ、まず序文が読まれ、次いで「下讀」の詩から披講されたという（同上）。

ところで、当日の作文会について、『小右記』〈同日条〉の中に興味深い記述が見える。それは、「今日、才無キノ卿相・雲上ノ侍臣ノ作文アルハ、奇トスルニ足ル。奇トスルニ足ル。有才・無才ハ人ノ知ル所ナリ。序及ビ両三ノ詩ニ竜楼ノ句有ルハ、忌諱ヲ憚カラザルニ似タリ。呼乎（ああ）、呼乎。」という一文である。当日の作文会が盛大な催し物であつたということはすでに述べたが、それに「上達部」の一人として参加した大納言の実資は、以上のような感想を記しているのである。

まず、当日のそれには、「漢才」のない「卿相」「雲上人」までが詩を献じたという非難である。それが一つ。勿論、それらの人の詩は、実資にとつては見聞するに耐えられない出来であつたに違

ないが、ここで彼が「無才卿相・雲上侍臣」と言っているのは、恐らくは、大納言の道綱などのことを具体的に指しているであろう。というのは、実資はとくに道綱に対して、その「漢才」のないことを、「僅カニ名字ヲ書スノミニシテ、一二ヲ知ラザル者ナリ（僅書ニ名字、不知ニ二者也。）」へ「小右記」長徳三年七月五日条と、か、「一文不通ノ人」へ同上・寛仁三年六月十五日条と、かと言つて非難しているからである。勿論、このたびの上東門第における敦良親王の読書始めの儀式は道長一門の榮華を寿ぐためのものであったから、道綱なども当然に出席したわけであろうが、作文会へのその彼の参加を、実資は「漢才」の有無を基準にして非難しているわけである。作文会の形式化を憂える実資の意見であるが、注目する必要があるだろう。

もう一つの実資の非難は、当日の作文会の序文及び二、三の詩中に「竜楼」という詩語が使用されたことに対してなされたものであったという。言うまでもなく、実資のその非難は、「竜楼」という言葉が本来、漢代の皇太子の宮門の名を指示するものであり、転じて、皇太子の宮殿の意味に使用されるべきものであったからである。「竜楼」の使用例としては、「竜楼ヲ出デテ豎ニ問ヒ、虎闌ニ入りテ胄ニ齒ス。」へ「文選」王融「三月三日曲水詩序一首」へ「あり、その李周翰注に、「竜楼トハ、漢ノ太子ノ門名ナリ。」とある。それは、皇太子にかかわる言葉なのであった。ということ、は、確かに、「似不憚忌諱」とする実資の言葉の通り、長和四年十二月四日の時点において、この言葉を敦良親王に対して使用するのは不都合なことになる。この時点では、敦良親王はまだ皇太

子には立っておらず、当時の実際の皇太子は、兄の、一条天皇第二皇子・敦成（のちの後一条天皇）であったからである。

いまだ皇太子には立っていないなかった敦良親王の読書始めの作文会において、その序文と二、三の詩中に「竜楼」という詩語が使用されていたという（なお、敦良親王が九歳で皇太子に立ったのは寛仁元年へ一〇一七）八月九日のことでありへ「日本紀略」へ、このたびの読書始めのおよそ二年後ということになる。実資の指摘によると、当日の作文会には「無才卿相・雲上侍臣」が参加していたというから、「竜楼」という詩語を単純に誤用したとも考えられないことはない。しかし、作者不明の「西三ノ詩」はひとまず置くとして、それが序文中にも使用されていたということであれば、あなたが単純に誤用したとばかり考えるわけにはいかないだろう。なぜなら、当日の序文の作者は内蔵権頭の善滋為政だったからである。彼は、大江通直や文室如正とともに「四位文人」として当日の作文会に招かれた「有才」の人であり、その彼が、「無才」の人のように「竜楼」という詩語を単純に誤用したとは到底考えられないからである。少なくとも序文の誤用については、恐らく、道長一門の榮華を寿ぐために故意になされたものと見て間違いないであろう。

以上のような実資の非難を受けながらも、長和四年（一〇一五）十二月四日の敦良親王読書始めの作文会は、きわめて盛大に取り行なわれ、通直は「題者」の重任を果たしたのであった。六十三歳前後の年齢で文章博士の官職にあり、従四位下の位階に至っていたと思われる通直は、儒者としても文人としても、すでに「長老」の立場を確保していたと見ていい。そう言えば、二個月ばかり前の同年

十月十七日の皇太后宮(彰子)における作文会でも、彼が「序者」の重責を果たしていたことを思いおこす。当時の通直は、まさしく、長和元年(一〇二二)の匡衡の死後の、その大江家の「長老」としての立場を確保しており、左大臣・道長との結び付きにおいても、かつての匡衡が果たしていたはずの役割を文章博士としての通直が十分に肩代わりしていたと見て差しつかえないように思う。時に、匡衡の死後、ようやく四年目にあたる、その長和四年の歳もまさに暮れようとしていた。

ただし、当時の通直と権力者の道長との結び付きを考える場合に、今、一つの注目すべき事実があったことを以下に述べ、そして、そのことよって、通直が単なる道長の追従者ではなく、かなり独自の見識を持った儒者・文人でもあったらしいことを以下に見ていきたいと思う。

それは、長和四年から数えて二年目の寛仁元年(一〇一七)四月二十三日の改元に関する一つの事実である。長和五年(一〇一六)正月二十九日に三条天皇が讓位して、同年二月七日に皇太子の敦成親王が九歳で即位した。これが後一条天皇であるが、年号の改元はその翌年の四月二十三日まで持ち越された。年齢六十五歳前後になっていたと想定される文章博士の通直は、五年前の「長和」改元の時に引き続き、その職掌柄、この時も再び改元勘文を上奏することになった。

ところで、『御堂関白記』へ寛仁元年二月十一日条には、「右大臣(光顯)ハ博士等ノ奏スル年号勘文ヲ奉ル。快ナラザルニ依リ、又勘ヘシムベキ由ヲ仰ス。」とあり、これによって、同年二月十一

日までには文章博士の通直・宣義などに対して、道長はすでに改元勘文を上奏させていたことがわかる。つまり、文章博士の通直は、四月二十三日の二ヶ月ほど前にすでに別の改元勘文を上奏していたというのである。注目する必要があるだろう。その一度目の彼の改元勘文がどのようなものであったのか、残念ながら不明であるが、摂政の道長はこれに満足せずに改めて勘文をやりなおさせたという。その二度目の改元勘文の判定が四月二十三日のそれということになるのである。

『改元勘文部類』へ「大日本史料」第二編之十一所収本・以下同じ)によると、その二度目の改元勘文の判定は、文章博士の二人(通直と宣義)と式部大輔の広業によって上奏されたものを対象として行なわれたという。そして、それぞれの勘文は、宣義が「永貞・淳徳・建徳」、広業が「寛仁・天受・地寧」、通直が「礼道・崇徳・淳徳・寛徳」であったという。ただ、このうちの宣義のそれは、その前日の二十二日に彼が死去してしまつたので(『改元部類』同上書所引本・以下同じ)、摂政の頼通(三月十六日任)の意見、「故文章博士宣義朝臣ノ進ムル所ノ勘文ハ下サズ。即チ其ノ勘文ヲ見レバ、永貞・淳徳・建徳ヲ載スルナリ。即位ノ初メノ年号ハ、故者ノ勘申スルノ文ハ忌ム可キナリ。」(『改元部類記』同上書所引本・以下同じ)によって、取り下げられることになつたらしい(勿論、その二度目の勘文は、「長和六年(寛仁元年)四月二十三日、年号ノ字ヲ定メラルルコト有リ。件ノ字等ハ、文章博士宣義・通直・式部大輔広業朝臣等ノ、先日拵ビ上ル所ナリ。」(『改元部類』)とあるところによると、当日(二十三日)以前に、すなわち

一度目のそれが返却されたあとしばらくたつて、それも宣義が死去する二十二日以前に改めて上奏されていたのである。

結局、通直と広業の勅文が判定の対象となり、なかでも、「是ノ中、広業ノ進ムル所ノ寛仁ト通直ノ進ムル所ノ寛徳等ヲ以テ吉ト為スコシ、テヘリ。」へ「改元部類」〈とあるように、広業の「寛仁」と通直の「寛徳」とが良しとされ、最終の判定に持ちこまれたらしい。なお、当日の「仗座」には、左大臣の顕光以下の上達部がことごとく参上し「改元部類」〈、摂政の頼通は、「此ノ間ニ撰政殿ハ御在所ニ候ハシメ給ヒテ定メ仰セラル。」へ「同上」〈とあるように、十歳の後一条天皇に近侍していたという（当時、従一位の道長は同年三月十六日に摂政を頼通に譲ったあと、表向きは一応無任官であったから、当日の「仗座」には姿を見せなかったらしい。「御堂関白記」の当日条にも、そのことについて一切言及されていない。また、このような改元という重大事にもかかわらず、その前後の日条においても言及されていない。〉。

さて、広業の「寛仁」と通直の「寛徳」とが良しとされて最終の判定に持ちこまれたが、「相共ニ議シ定メ、寛仁ヲ以テ用フ可キノ由（よし）申シ上テ了（を）ハンヌ。」へ「改元部類記」〈とあるように、「仗座」の判定は「寛仁」ということで決着をみたという。ただし、同上書によると、その決定に対して、やはり、一つの疑問が提出されたらしい。すなわち、「件ノ年号ハ一条院ノ御時ニ、諱（いみな）ノ仁有ルニ依リテ用ヒラレザルナリ。如何（いかん）ト。」という疑問である。それは、「寛仁」という年号の、「仁」という一字が、今は亡き一条天皇の諱「懷仁」に重なり、

それ故にそれを忌み避けるべきではないか、との当然の疑問であった（一条天皇は、寛弘八年（一〇一七）六月二十二日に崩御。）。寛弘元年（一〇〇四）七月二十日の改元の時にも、すでに同様の疑問が提出されたことがあり、上文の「改元部類記」中に見えた、「一条院ノ御時」とは、言うまでもなくその時のことを指示する。

「御堂関白記」や「権記」の同日条によると、その時には、最初に「寛仁」という年号が選ばれたが、左大弁の藤原忠輔の、「仁ノ字ハ是レ諱ノ字ナリ。之ヲ為スコト如何、ト。」へ「御堂関白記」〈という意見が取り入れられて、改めて「寛弘」が選ばなおされたという（なお、この「寛仁」「寛弘」は、ともに当時の式部大輔・匡衡の勅文中のものであったへ「江吏部集」巻中「帝徳部」〈。〉。

以上のように、「寛仁」という年号に対しては寛弘元年の改元の際にもすでに疑問視する意見が提出され、その時には、あっさりとして、「寛弘」に変更されている。確かに、今また、寛仁元年の改元の際にして、同様の意見が提出されたというはある意味で当然のことであったように思う。とまれ、そのことは一まず諱くとして、この「寛仁」という年号は、そのほかにもう一度、過去に問題になったことがあった。そして、その時には、通直がその問題に大きくかわっていたのである。

振り返って、長和元年（一〇一二）十二月二十五日の改元問題のことを思い出してみたい。勿論、それが、「過去のもう一度」にあたるからである。すでに述べたように、その時には、文章博士の通直と宣義とが連署の上で勤申した「大初」「政和」「長和」の三年号から、「長和」が採用されることになったが、その判定の席

上、少しばかりのいきさつがあった。そのことを、今思いおこしてみたい。

『元秘別録』へ「大日本史料」第二編之七所収本に引く「小右記」の寛弘九年（長和元年）十二月二十五日条によると、当時の左大臣・道長は、このたびの「長和」改元に際して、内心では「寛仁」とすることを強く願っていたという。当日に、実資が左大臣邸に赴いたところ、道長がその心の内を明かにして、「内々ニ見ル所、故ノ匡衡ノ大宮院（一条天皇）ノ御時ニ勘申スル所ハ之レ寛仁・寛弘ナリ。寛仁ハ最吉ナリシモ、仁ノ字ニ諱有レバ、仍（すなは）チ用ヒラレズ。彼ノ勘文ハ求メ出ダス能ハザレバ、件ノ寛仁ノ勘文ヲ勘申スベキノ由、度々（たびたび）両儒（文章博士の通直と宣義の二人）ニ仰スルモ、申シテ云フ、寛仁ノ文書ハ引キ出ダスヲ得ズ、テヘリ。」と言ったとある。

以上の一文によつて、長和元年の改元時にも「寛仁」をめぐる少しく問題が生じたことがわかる。道長は、例の寛弘元年の改元時に、一度「寛仁」ということで判定をみながら、諱の關係で改めて「寛弘」が採用されたことを思いおこし、今度こそは「寛仁」をと、思いを新たにしていたらしい。そこで、年号勘文に携わる文章博士の通直と宣義とに圧力を加えて、「寛仁」の勘文を奏上するようにしたという。本文中に、「度々（たびたび）」とあるからには、その圧力は一度ならず加えられたということであろう。それに對して、通直と宣義とは、とうとう「寛仁」の勘文を奏上しなかつた。それは、彼等二人が連署して、結局、「大初」「政和」「寛和」の三年号の勘文を奏上したことによつても明らかであるが、そ

のことは、当時であつて、権力者の左大臣・道長の圧力に屈伏しなかつたということになる。驚くべき見識の高さというほかはない。恐らく、文章博士の通直らにとつてみれば、寛弘元年の改元時に問題になつたように、「寛仁」と諱との關係はやはり黙止すべき事柄ではなかつたということなのであろう。彼等の儒者としての見識がそれを許さなかつたのだと思う。また、时期的に、匡衡の死後でもないということもあり、意識的に匡衡の影響力を払拭する必要がある、彼等の独自性を強調する必要もあつたからだと思ふ。

勿論、道長に對する表向きに言ひ訳は、「寛仁」という言葉の出典をどうしても見出すことができない、というものであつた。しかし、この通直らの言ひ訳はいかにも苦しい。なぜか。文章博士の彼らにとつて、「寛仁」の出典を調べることなど、その職掌上それほど困難であつたとは思えないからである。まして、かつてのライバルの匡衡が見付け出したものであり、捜そうと思えば不可能のはずはなかつたに違いないからである。案の定、道長のそのような打ち明け話を聞くやいなや、実資は、その「寛仁」の出典が「漢書ノ帝紀ノ文」（『漢書』卷一上「高帝紀第一上」）中の「寛仁愛人、意豁如也。」（同上）であると、いとも簡単に応答して道長を慌てさせたという。

ところで、「寛仁」に對するこのたびの道長の執着心はかなり根強かつたらしく、文章博士の勘文中にそれがなかつたにもかかわらず、当日の「仗座」においてそれを強力に推したという。当日の「仗座」における大勢の意見は、文章博士の勘文の中から、「寛和」をより吉とし、それを選ぶべきだとするものであつたが、中に

は、「長和」の「和」の字を非とする意見もあつたという（同上書には、「諸卿ハ、大初・政和ハ宜シカラズ。此ノ中ノ長和ハ頗ル宜シキモ、和ノ字ハ不快ナリトス、云々。」とある。）。その不満にことよせて、道長は、「寛仁ハ吉年号ナリ。而ルニ儒ノ勸文ニ無シ。之ヲ為スコト如何ト。」と言つて、「寛仁」という案を改めて提起したらしい。しかし、その提案も、卿相たちの、「仮令（かり）ニ吉年号ノ文ト雖モ、博士・匡衡ノ勸申ヲ以テ、定メ申ス可カラズト、云々。」という正論に引込めざるをえなかつたという。当然のことであつたらう。それは、通直らの勸文中になつたものであり、今は亡き匡衡の、それも、前回の寛弘元年の改元時に奏上されたものであつたからである。

ともかく、「寛仁」に対する道長の執着心にはこのように根強いものがあつたのである。しかも、寛弘元年と長和元年の二度にわたる改元時に、はしなくも彼の希望はかなえられることがなかつたのである。この結果、その後の道長の執着心はいやが上にも強固さを増したに違いない。そのような状態で寛仁元年の改元時を彼は改めて迎えることになつたわけである。今度こそは、という思いを彼が新たにしたのであることは想像にかたくない。

寛仁元年（一〇一七）四月二十三日の改元時こそ、道長にとって、まさしく「三度目の正直」ということであつたはずである。彼は事前に十分なる対策を練つたであらう。当時の道長は、同年三月十六日に摂政を辞任してそれを頼通に譲つて、表面的には無任官であつたが（なお、位階は従一位。）、それに対する根回しにはおさおさ怠りがなかつたであらう。勿論、改元勸文を奏上する立場

にあつた通直のもとには有形無形の圧力が加えられたに違いない。それは、寛和元年の改元時における道長の強引なやり方を見れば容易に想像がつく。さきに、このたびの寛仁元年の改元の際に、『御堂関白記』〈同年二月二十一日条〉に、「右大臣奉博士等奏年号勸文、依ニ不快、又仰シ可令勸申。」という一文が見えることを紹介したが（なお、この日時の道長は、摂政に在任中。）、これなどは、文章博士の通直や宣義に対する明白な干渉であつたといふことができよう。長和元年の改元時にも、さきに指摘したように、「度々仰ニ兩儒」へ「元秘別録」をよびよることによつて、両文章博士（この時も通直と宣義）への道長の指導がたびたび行なわれたといふことがわかるが、この寛仁元年の改元時にも、それは一度ならず行なわれたに違いないと思う。

一方、文章博士の通直や宣義は、このたびの寛仁元年の改元の際しても、寛和元年のそれに引き続いて、道長の希望を受け入れようとはしなかつた。彼らに対して、道長の事前の根回しが何度となくなされたに違いないと思うが、ついに彼らはそれに従おうとはせず、その文章博士の最終の勸文中にも「寛仁」を上奏しようとはしなかつた。彼らが勸文したのは、すでに述べたように、「永貞」「淳徳」「建徳」（以上が宣義）と「礼道」「崇徳」「淳徳」「寛徳」（以上が通直）へ「改元勸文部類」の七つであつた（なお、「淳徳」が両者に共通している。）。

今、通直に限つて言えば、彼が寛弘元年の改元時以来の「寛仁」の問題のいきさつを知らなかつたとはとうてい思えない。とくに、長和元年の改元時と今度の寛仁元年の場合には年号勸文の当事者と

して、そのことに重大な関心を抱いていたはずである。「寛仁」が、かつて匡衡の勘文したものであること、道長がその実現に根強い執着心を持っていたこと、そして、現実に道長からの圧力が我が身に加えられ、また加えられつつあることを彼が知らなかったはずはない。なканずく、今度の寛仁元年の改元に際して、一度上奏した彼の年号勘文が同年二月二十一日に道長の不満によって差し戻された時には、なぜにそうなったかという理由を通直は十分にわかっていたはずである。結局、「寛仁」という二文字がそこに書き込まれていなかったからなのだ。その理由を承知していながら、敢えて、彼は最終の勘文中にもその二文字を書き加えなかった。文章博士としての通直の見識の高さがそれを許さなかったであろう。

それに対して、式部大輔の広業が上奏した年号勘文には、「寛仁」「天受」「地寧」とあったというへ『改元勘文部類』。それも、通直のそれが三枚に分けて書かれていたのに対し、広業のそれは一枚の紙にその順序で書かれていたとある（『改元部類記』中の広業のその順序も『部類』のそれに同じ）。広業の年号勘文において、「寛仁」がその最初に位置していることに注目する必要があるだろう。とても、偶然のこととは思えない。彼は、「寛仁」を第一番に選んでいるのである。恐らく、道長の宿願を優先させたその結果であったに違いない。道長の根回しに応じた結果であると見ないわけにはいかないだろう。

寛仁元年当時の藤原広業（四十二歳）は、正四位下で式部大輔兼播磨権守に至っていたへ『公卿補任』寛仁四年条。彼は、従二位で参議・修理大夫・勘解由長官であった有国の一男であり、すでに

述べたように、父の生前、儒者の道を目指す彼の昇進ぶりにはまことに驚くべきものがあつた。例えば、長徳二年（九九六）に文章生に補せられてからは、その翌年には二十一歳で文章得業生に拔擢され、そしてその翌年には二十二歳で対策及第を果たし、さらにその翌年には二十三歳で対策及第後の初任官・式部少丞を手にするというように、まさに各年ごとにその目的を遂げていた（通直の場合と比較すれば、その異例の昇進ぶりがより明白になるだろう）。生前の父・有国のお蔭を蒙っていたことは間違いないであろうが、寛弘八年（一〇一一）七月十一日の父の死後も、広業の榮達ぶりにはそれほど変化がないように思える。父の服喪中の同年十月十六日には、それまでの従四位下の位階から二階級特進の正四位下に叙せられ、復任（同年十二月二十五日）後の翌年の正月二十七日には、それまでの伊与介の官職の上に、兼ねて右京権大夫に任ぜられ、同年十月には式部大輔に拔擢されている（三十六歳）。そして、長和五年正月二日には播磨権守をも兼職しているのである（四十歳）へ以上、『公卿補任』による。▽。

寛仁元年当時の道長の、儒者・文人としての広業に対する信頼ぶりを知るには、例えば、これもすでに指摘した通りであるが、長和四年十二月四日の敦良親王の読書始めの儀式における広業の役割りをながめるだけで十分であろう。その時、彼は道長によって当日の「博士」に拔擢されただけでなく、当日の作文会の「講師」にも任命されたのであつた。これは異例のことであつたらしく、『小右記』には、「天徳ノ例ナルカ。文時ヲ博士ト為シ、又タ講師ト為スノミ。」と注を付している。およそ五十五年も以前の、天徳四年

(九六〇) 三月十九日の、為平親王の読書始めの儀式において右中弁の菅原文時が「博士」と「講師」とを兼任して以来の、それは稀有のことであったという。この一例を見ただけで、当時の、道長の広業に対する信頼がいかに厚かったかということが理解できるであろう。ということは、勿論、道長の意のある程度無条件に受け入れられるべく、広業は日頃努力していたということにもなる。寛仁元年当時の広業の官位の昇進ぶりをながめ、また、さきの長和四年の敦良親王の読書始めの儀式における彼の異例の抜擢を見、さらに、その後の寛仁三年八月には再び東宮学士に任ぜられ、ついに、寛仁四年十一月二十九日には参議の仲間入りを果たすことになる、そうした彼の栄転ぶりを知るにつけ、そこに、権力者の道長とそれに追従する儒者・文人の広業との密接な結び付きを想い浮かべずにはいられないのである。

寛仁元年の改元時には、道長は、そうした広業に期待をかけたであらう。また、広業はそうした道長の期待に答えようとしたであらう。その結果が、広業の改元勘文であったと思う。その中で、彼が「寛仁」を第一位に選んでいる理由は多くそこにあったと考える。ところで、道長の事前の根回しは、ひとり、年号勘文を上奏することになっていた文章博士の通直や宣義、そして、式部大輔の広業などの儒者にだけなされたわけではないだろう。当然、その改元勘文の判定当日の四月二十三日に、その「仗座」に出席することになっていた公卿たちにもなされたものとみなければなるまい。それは、摂政の頼通(二十六歳)以下の人々にも何度となくなされたに違いないと思う。

すでに述べたように、当日の「仗座」には「上達部」がことごとく参上したというへ「改元部類」も、「改元部類記」にも、摂政のほかに、左大臣の顕光(七十四歳)・按察大納言の齊信(五十一歳)・源大納言の後賢(五十八歳)・左大弁宰相の道方(五十歳)・藤宰相の資平(三十二歳)・左衛門督の教通(二十二歳)、そして、中納言の行成(四十六歳)などがそこに参着したと、その名を具体的に列挙している。それらの「上達部」の判定の結果、「寛仁」が選ばれることになったが、そのことはすでに言及した。

ただし、その席上でも少しばかりの議論がでて、例えば、前々回の寛弘元年の改元時にもこの「寛仁」が良しとされたが、一条天皇の諱の一字を犯すというので最終的には不採用となったということ、そのことを問題にする意見も出たらしい。そのこともすでに言及したが、この後、その意見に対して、「改元部類記」によると、「大臣」(この「大臣」とは、同書の前半部に認められる「左大臣」のことであろうから、顕光のことを指示しているに違いない。)が次のように説得したという。すなわち、「大臣」は、「此ノ事(犯諱説)ハ甚ダ謬レリ。連続(一に連続に作る。)スルニ非ザレバ、何ゾ之ヲ避ク可ケンヤ、ト。」と述べ、「寛仁」を支持したという。諱の一字を犯していても、一字だけならば問題とする必要はないのだ、というのが「大臣」の意見であったが、それは、まさしく道長の主張でもあったろう。恐らく、この「大臣」の意見は、道長の根回しに応じてなされたものに違いないであろう。

確かに、この、「大臣」の、諱の一字を犯していても、一字だけならば問題とする必要はないのだ、という意見はある意味で正当性

が認められる。なぜなら、「礼記」へ「曲礼」へに、「卒哭スレバ、乃チ諱（い）ム。礼ハ嫌名（類音の語）ヲ諱マズ。二名ハ偏諱セズ。」とあるからである。勿論、この「礼記」の説は、亡父母の諱について言っているのであるが、それが二字名の場合には、一字ずつを忌むということはしない、と言っている。まさしく、「大臣」の意見は、この「礼記」の説をその根拠にしているとみてよい。たとえ、「寛仁」の「仁」字が故一条天皇の諱「懷仁」の「仁」字を犯していたとしても、それは一字にすぎず、決して避ける理由にならないとする意見の理由付けにそれが利用されている。

ただし、「礼記」の説は、あくまでも亡父母の諱について一般的に言っているものであり、こと年号に関しては、この限りではなかったことも確かなのである。例えば、「日知録」へ巻二十三「以諱改年号」には、「唐ノ中宗ノ諱ハ顯ニシテ、玄宗ノ諱ハ隆基ナリ。唐人ハ凡ソ高宗ノ顯慶ノ年号ヲ追称スルニ、多ク明慶ト云フ。永隆ノ年号ヲ、多ク永崇ト云フ。」とあり、後代の皇帝の諱を避けるために前代の皇帝の年号を人々は改めて呼んだと言っている。とくに、玄宗の諱「隆基」は二字名であり、年号「永隆」の「隆」字がその諱を犯していると言っても、あくまでも一字だけであり、あの「礼記」の「不偏諱」という原則には違反していないはずである。ところが、それを避けて、「永崇」と改めたと言っているのである。

恐らく、「寛仁」を敢えて年号勘文しなかった文章博士の通直・宣義の意見や、「仗座」において「寛仁」に疑問をさしはさんだ人物（寛弘元年の際には、左大弁の忠輔であった。）の主張は、さき

の唐代における実例を振りどころとしているに違いない（なお、「元秘別録」へ「大日本史料」第二編之五所収本・九五頁）には、「又記曰、唐朝皆所避也。仍改之。」と記す。たとえ、それが一字だけであっても、年号の場合には前代の天皇の諱を犯してはならないとするのがその立場である。それに対して、寛弘元年の改元時に「寛仁」を年号勘文した匡衡やそれを支持した道長をはじめとして、このたびの寛仁元年の改元時に改めて「寛仁」を年号勘文した広業、そして、「仗座」においてそれを支持した「大臣」の立場は、「礼記」の説を振りどころとするものであったのである。

唐代における実例に従うべきか、それとも「礼記」の説に従うべきかの「仗座」における議論は、結局、あの「大臣」の意見によって、道長の思惑の通りに後者ということに決定する。道長の根拠しが功を奏したと言うべきであろう。さっそく、この判定は勅許を得ることになるが、これは問題なく認可がおりる。当然のことである。当時の摂政が、誰であろう、道長の一男の頼通であったからである。道長の働き掛けが最も強くなされたのが摂政の頼通であったらうこと、これは言うまでもないことである。「改元部類記」によると、その時の詔勅には、「一字ニ依リテ避ク可カラズ。寛仁ヲ以テ年号ト為スコシ。」とあったとある。さきの「大臣」の意見がそのまま採用されている。まさしく、「礼記」の説に従ったものであり、それは、道長の思惑を忠実に反映させたものと見て間違いないだろう。

さて、このようにして「寛仁」の改元が実施されることになるわけであるが、当時の、文章博士・通直と権力者・道長との結び付き

を考ふる上で、以上のような、その決定に至るまでの両者の意見と立場の対立は、すこぶる興味深いと言えよう。寛仁元年（一〇一七）には、通直は年齢が六十五歳前後となっており、儒者としても文人としても、文章博士の彼は、大江家の「長老」としての立場をすでに確保していた。そして、その彼と権力者の道長との結び付きにおいては、すでに見てきたように、例えば、長和四年（一〇一五）十月十七日の皇太后宮（彰子）における作文会には「序者」を、また、同年十二月四日の敦良親王統書始めの作文会には「題者」をそれぞれ道長によって命じられており、かつての匡衡が果たしていたはずの役割を通直が十分に肩代わりしているように思われるところからして、かなり密接な関係を両者の間に認めることができただけである。しかし、そうでありながら、一方では、通直が単なる道長の追従者ではなく、かなり独自の見識を持った儒者・文人であったことを、以上の「寛仁」改元問題により明らかにできたように思う。そこに興味深さを感じる。

ところで、当時の通直と道長との関係を考ふる上で、ここに、ついでに書き加えておいた方が良いと思われることがある。それは、同じく寛仁元年の、十月八日の一代一度の大仁王会に関わる事柄なのであるが、『小右記』〈寛仁元年八月二十五条〉によると、同年八月二十五日にそのことと日程が定められたとある。そして、文章博士の職掌として、そのための呪願文を通直が作成することに命が下ったといひ（なお、すでに指摘したように、同年四月二十二日に文章博士の宣義が死去したので、この時の文章博士は通直一人だけであった。）、さらには、このたびの事は「天慶の例」（天慶

十年〔天曆元年・九四七〕四月二十五日の一代一度の大仁王会のこと）に準拠することも決められたという。

この時、その呪願文を作成することになった通直は、「天慶の例」に準拠すべし、との決定を聞いて、恐らく特別の感情を抱いたに違いないと思う。というのは、その「天慶の例」の際の呪願文は、祖父の朝綱が作成していたからであった（『西宮記』巻七「一代一度仁王会」）。通直にとっては、それは思いがけない喜びであったろう。なにしろ、すでに述べたように、祖父の朝綱こそ、日頃の通直の目標であり、彼の家系における誇りであったからである。その目標であり誇りであった祖父に、このたびのことによってもう一歩近付くことができる、と彼は考えたのではないだろうか。生前の祖父は、彼の学問の家系の絶えることをなによりも恐れ、一男の澄明に先立たれた後は、いまだ幼い孫の通直にその望みをつながざるをえなかったこと、それはすでに言及した通りである。通直は、幼くしてその祖父の生前の期待に応えるべく運命付けられていたと言っている。彼はそれに向かって努力した。

まさしく、通直の目標は常に祖父であり、彼の誇りは常に祖父であったはずなのである。その祖父への思いを、このたびの呪願文を作成するにあたって新たにしたに違いない。当然、かつて祖父が作成したところの呪願文を読みかえし、それに負けないほどの立派な作品を書くことを念願したことだろうと思う。

二日後の二十七日に、通直は呪願文を作成して上奏する。それは、当時の儒者・文人の「長老」としての彼が全力を傾けて書きあげたものであったはずなのである。ところが、それを目にした摂政

の頼通からさつそくクレームが一つ付いたというへ「小右記」同日条。文中にあった、「竜図撫運セシヨリ、己_三明年ニ及ベリ（竜図撫運、己及_三明年。）」という八文字のうち、下の「己及_三明年」という四文字が不都合ではないかという指摘であった。通直の作成した「竜図撫運、己及_三明年。」という一文の意味は、恐らく、後一条天皇が新しく即位して、はや一年が経過したということなのであろう（「竜図」は、神竜が図を負って黄河から出たという瑞祥であるが、ここでは、天皇の新しいはかりごとのことで、新天皇の即位のことを指示するのであろう。「撫運」は、めぐりめぐる意。即位がとり行なわれたこと。「己及_三明年」は、一代一度の大仁王会がとり行なわれた寛仁元年が後一条天皇の即位した長和五年二月七日の翌年にあたること。）。

撰政の頼通（二十六歳）のそのようなクレームに対して、それを伝え聞いて意見を求められた実資（六十一歳。大納言兼右大将。正二位）が次のような意見を述べている。注目したい。すなわち、「天慶七（十カ）年ノ祝願ニモ、『膺_レ籙明年（籙ヲ膺へウ）ケシヨリ明年トナリス』トアリ、テヘリ。事情ハ相同ジケレバ、忌ミ避ク可カラズ。然リト雖モ改メ直サシメテ奉ズ可キナリ、ト。」〈同上〉というのが、その意見である。恐らく、文中に「七年」とあるのは、『大日本古記録』本の傍書にある通りに、「十年」の誤りであろう。ここでは、やはり、天慶十年（天曆元年）の一代一度の大仁王会の際の祝願文、つまり、朝綱の手になる祝願文のことを実資が言っているとみなければなるまい。というのは、同じく、文中に「事情相同」とあるからである。このたびの寛仁元年の場合に

は、すでに述べたように、後一条天皇の即位日（長和五年二月七日）から一代一度の大仁王会の当日（寛仁元年十月八日）まで、およそ二十個月が経過しており、まさしく、「己及_三明年」ということであつたわけだが、天慶十年（天曆元年）の場合にも、村上天皇の即位日（天慶九年四月二十八日）から一代一度の大仁王会の当日（天慶十年（天曆元年）四月二十五日）まで、およそ十二個月が経過しており、これもまさしく、「膺_レ籙明年」ということであつたのである。実資が言っている「事情相同」とは、そのような両者の共通点を指摘した言葉であろうから、やはり、天慶十年（天曆元年）のこととしなければならぬように思う。なお、「膺_レ籙」とは、符瑞を受けて天皇に即位する意である。

天慶十年（天曆元年）の朝綱の祝願文中に、「膺_レ籙明年」とあることを確認した上で、恐らく、通直は「己及_三明年」という言葉を使ったに違いない。それなのに、撰政の頼通のクレームがついたわけである。このクレームは、通直にとっては思いがけないものであつたらう。それは、実資の意見に、「不_レ可_三忌避_一歟。」ともあるように、決して客観的に咎められるべき筋のものではなかつたからである。しかし、「雖然令_三改直_二可_三奉也。」との実資の意見に、彼は従わざるをえなかつたのである。「小右記」〈同日条〉には、「晩頭ニ通直朝臣来タレバ、祝願ヲ給シ、『竜図撫運、膺_レ籙明年（天慶ノ如シ）。』ニ改メ直サシム。」とあり、その日の夕方に実資邸を訪れた通直は、「己及_三明年」の部分で「膺_レ籙明年」に書き改めたという。多分に実資の意見に従つた結果であろうが、祖父の朝綱がかつて使つた言葉をそのまま使つたというのである。通直

は、どのような気持でその変更を承知したのであろうか、あるいは、それは、理不尽な頼通のクレームに対する彼や実資の精一杯の抵抗なのであつたかもしれない。なぜなら、少なくとも、これによつて、確証をもつて「明年」の二字だけは残すことができたからである。

その通直の呪願文に対して、さらにもう一つ別のクレームも入つたらしい。道長のそれである。翌二十九日の早朝に、道長のもとから戻つてきた呪願文（昨夜のうちに実資のところから道長のもとに送られていた。）を実資が開いてみると、一部が改められていたという。「小石記」〈同日条〉には、「早旦ニ資業朝臣来タリテ、呪願ヲ返ス。改メラルルノ所有リ。件ノ文ハ天慶ノ呪願ノ如ケレバ（其ノ文ハ、「秋雲ノ起クル毎ニ（毎秋雲起）」トアリ）、難無キニ、大殿（道長）ハ難ゼラレ給フナリ。只ダ彼ノ命ニ従フノミ。通直ヲ召シニ遣レバ、即チ来タル。前ニ於イテ改メ直ス。」という。その道長のクレームも、実資の意見によると、朝綱の呪願にも同じような表現があつて、今度だけとりたてて問題にするようなものではなかつたらしい（道長は、文中の「毎秋雲起」とある部分にクレームをつけたらしい）。しかも、今度も、権力者の道長のクレームというだけで従わざるをえなかつた。実資は、さつそく通直を呼びよせ、その部分を道長の指示のままに再び改めさせたという。

以上のように、さきの「寛仁」改元問題が決着をみたそのすぐ後の（およそ四ヶ月後の）、一代一度の大仁王会のための呪願文作成に關しても、通直と道長や頼通との間に多少の齟齬が存在したこと

が確認できるのである。ここでも、恐らく、「寛仁」改元問題で見たような通直の儒者・文人としての見識の高さがかえつてその災いを招いたということになるのである。それにしても、実資の言によれば、頼通のクレームにしろ道長のクレームにしろ、それらは決して客観的なものではなかつたという。多分に権力者の威光によるごり押しの際面が見られたという。あるいは、ことが「寛仁」改元問題の直後のことでもあり、その後遺症が尾を引いていたせいとも考えられないことはない。道長側に、その「しこり」が残っていたのであろうか。それはともかく、当時の通直と道長との關係を考へる上で、「寛仁」改元問題とその直後の呪願文作成の一件とは十分に注目していく必要があるだろう。当時の通直は、確かに道長との結び付きを強めていたが、彼は決して単なる追従者ではなく、一方で、独自の見識の高さを保持し続けていたのである。

（一九八七・八、未完）